

学校いじめ防止基本方針 (案)

令和 7 年 7 月 (改訂)



熊本県立小川工業高等学校

熊本県立小川工業高等学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

本校は、校訓「誠実・剛健・礼節」を基底に置き、「ものづくりを基盤とした人づくり」を実践しながら、社会の変化に的確に対応し、自立して未来を拓く主体性のある生徒の育成と、地域社会から信頼される学校づくりを目指している。

いじめは、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくりあげていくかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である、という認識のもと、いじめから子どもを救うためには、「いじめは絶対に許されない」との意識を、生徒、教職員、保護者等学校全体を含めた社会全体で高めていくことが必要である。

全ての生徒が安心して学校生活を送り、日々のさまざまな活動に一意に取組むことができるよう、三者（生徒・職員・保護者）が「対話」を図りながら、自他を思いやる心を育み、「命」の尊さを意識して、三者で「安心・安全」な学校づくりを行っていくうえでいじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するために「小川工業高等学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」平成25年法律第71号）

いじめは、社会性を身に付ける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた生徒の立場に立って 見極めなければならない。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の生徒や、塾・スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒間の何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

具体的ないじめの態様

- ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- オ 金品をたかられる
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ク パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮の上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 学校におけるいじめ防止等の指導体制・組織的対応等

学校におけるいじめ防止等の組織として、いじめ問題対策委員会を設置する。

(1) 構成員

校長・教頭・情報集約担当者・生徒指導主事・保健主事・人権教育主任

各学年主任・養護教諭・教育相談・当該担任・当該学科主任・スクールカウンセラー

(2) 役割

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成、実行、検証等
(いじめ防止未然活動)
- ② いじめの相談、通報の窓口
- ③ いじめの疑いや問題行動などの情報収集、情報の記録、情報の共有
- ④ いじめ情報の迅速な共有、対応方針の決定、保護者との情報共有と連携等

4 年間計画

本校では、校訓「誠実・剛健・礼節」を基底に置き、知・徳・体の調和に留意し、「ものづくりを基盤とした人づくり」を実践しながら、心身ともに健康で豊かな心と自他共に互いを思いやる言動・行動を育み、「命」の尊さを重く受け止められるような主体性のある人間育成を目指して、各教育活動を行う。職員一人一人は、学校教育では主役である「生徒」に主体的・対話的な深い学びを指導できるよう、一時間の授業を創意・工夫していくことを意識し、人権教育を基盤に据えた授業に真剣に取り組むことにより、生徒との信頼関係を構築して「人間教育」を目指す。また、挨拶・掃除・礼節を職員自らが範を示し、生徒の生活基盤を確立させ

る。職員は、時機を逃さず、生徒一人一人に「その時、その場での声かけ」を実践しながら生徒との対話を大切にし、保護者とも情報共有を図りながら、日ごろから全職員と全保護者が一緒にになって、心豊かな生徒を育成する学校を具現化する。

月	1年	2年	3年	学校全体
4	<ul style="list-style-type: none"> ・クラス及び生徒の情報を把握。職員間で情報共有。 ・学年集会でいじめに関する指導 ・スマートフォン・携帯電話使用マナー指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラス及び生徒の情報を把握。職員間で情報共有。 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラス及び生徒の情報を把握。職員間で情報共有。 	
5	<ul style="list-style-type: none"> ・学級懇談会 ・家庭訪問計画 ・個人面談 ・心理テスト 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級懇談会 ・個人面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級懇談会 ・個人面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・体育大会で科の団結を図る
6	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問計画 ・科集会、学年集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問、もしくは第三者面談計画 ・科集会、学年集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者面談計画 ・科集会、学年集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・「心のきずなを深める月間」の取組 ・いじめについて考えるLHR ・心のアンケート
7	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育LHR ・クラスマッチでクラスの団結を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育LHR ・クラスマッチでクラスの団結を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育LHR ・全クラスで第三者面談。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修（いじめについて） ・いじめ問題対策委員会
8				職員研修（人権教育①）
9	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談 ・科集会、学年集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談 ・科集会、学年集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談 ・科集会、学年集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み明けの生活状況について注視し、学年会などで情報共有 ・こころの健康観察
10	<ul style="list-style-type: none"> ・学年保護者会及び学級懇談会実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・学年保護者会及び学級懇談会実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・学年保護者会及び学級懇談会実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者と情報を共有し、連携を図る
11				人権教育講演会
12	<ul style="list-style-type: none"> ・科集会、学年集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・科集会、学年集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・科集会、学年集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケート ・職員研修（人権教育②） ・いじめ問題対策委員会
1	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談 ・人権教育LHR ・修学旅行 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談 ・人権教育LHR 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談 ・人権教育LHR ・学年集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・冬休み明けの生活状況について注視し、学年会などで情報共有 ・こころの健康観察
2	<ul style="list-style-type: none"> ・学年集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・学年集会 		
3	<ul style="list-style-type: none"> ・学年集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・学年集会 		<ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケート ・いじめ問題対策委員会

(1) いじめの未然防止の取組の概要

ア 規律正しい生活態度の育成

- (ア) あいさつ運動・登校指導
- (イ) 服装・頭髪指導
- (ウ) 清掃活動

イ 主体性を重視した授業づくり・集団づくりの推進

- (ア) 分かる魅力ある授業づくり
- (イ) ワークショップ、アクティブラーニング等能動的な参加型学習づくり
- (ウ) 公開授業・研究授業
- (エ) 授業評価による授業改善
- (オ) 全校集会における「小川工業高校いじめを許さない宣言文」唱和の導入

ウ 人権教育の取組の推進

- (ア) 生徒理解研修
- (イ) 人権教育研修（「心のきずなを深めるシンポ」等への参加）
- (ウ) 情報モラル教育（生徒・保護者・学校による三者間ルール作り）
- (エ) 言語環境の整備

エ 道徳教育の推進

- (ア) 命を大切にする心を育てる視点での全教科全領域教育
- (イ) 郷土や伝統文化を大切にする心づくり
- (ウ) 心のきずなを深める月間活動

オ 生徒のコミュニケーション能力の育成

- (ア) 二者面談の推進（面談週間の推進）
- (イ) 講演会等の導入

カ 体験活動の推進

- (ア) 地域の小中学校・支援学校との交流活動
- (イ) 対人スキルアップのための地域活動ボランティアの推進

キ 自己肯定感（他者から認められる経験）蓄積プログラムの研究・推進

- (ア) 毎週開催する学年会や各部各科での生徒情報交換
- (イ) 自分を語る授業の研究

(2) いじめの早期発見の取組の概要

ア 教職員の「いじめ」に対する観察眼向上

- (ア) ささいな兆候も見逃さない観察眼を身につけるための教職員研修の計画・実施
- (イ) 気になることをすぐに共有しあえる職員間の関係づくり（チームづくり）
- (ウ) アクティブラーニングの視点を重視した授業において、授業に関する発言と私語を区別することに注意を払い、不適切な発言等を見逃さない教職員の育成

イ アンケート調査による早期発見

- (ア) 定期的な「心のアンケート」実施
- (イ) アンケート結果の分析・比較・検討

ウ 教育相談活動の充実

- (ア) 教育相談活動の推進
- (イ) スクールカウンセラー（S C）制度の活用・充実
- (ウ) スクールソーシャルワーカー（S SW）制度の活用・充実

エ 校内研修の充実

- (ア) いじめの未然防止・早期発見のための年間取組の研修
- (イ) 生徒理解研修
- (ウ) 人権教育研修
- (エ) 心のアンケート分析
- (オ) 情報モラル研修
- (カ) 命の大切さを学ぶ研修（健康教育研修・性教育研修・人権教育講演会）

オ チェックリストの作成

- (ア) いじめの早期発見を促すためのチェックリストの研究・活用
- (イ) 生徒のいじめに対する意識を調査するためのチェックリストの研究・活用

5 いじめに対する措置

(1) 発見されたいじめ事案への対応

「いじめ問題への対応マニュアル」（12ページ）に従って対応する。

(2) いじめ事案対応マニュアルの概要

ア いじめが疑われる場合

(ア) いじめが疑われる状況があった場合は、直ちに情報を情報集約担当者に集め、状況の把握に努める。

- ① いじめられている本人からの訴え
- ② 他の生徒や保護者からの報告、連絡
- ③ 教師の発見、気づき
- ④ 地域の人からの通報、報告
- ⑤ 心のアンケート（年3回実施）による把握

(イ) 事実確認

- ① いじめを訴える生徒からの聞き取り
 - ・思いを尊重して最後まで傾聴し、その生徒の立場に立って受容的に聞き取る。
 - ・事実と周辺情報を区別する。
 - ・具体的な事実（誰に、何を、どうされた）や情報（日時・場所・頻度）を収集し、正

確に記録・把握する。

- ② いじめをしたとされた生徒、または周辺生徒からの聞き取り
- ・情報源を明かさない
 - ・日常的な二者面談の形で、何かトラブルが起きていないかを聞き出す。
 - ・一方的に決めつけた聞き方はせず、生徒の行為を中立の立場で確認する。
 - ・事実と周辺情報を区別する。
 - ・具体的な事実（誰が、誰に、何を、どうした）や情報（日時・場所・頻度）を収集し、正確に記録・把握する。
 - ・感情に走らず冷静に対応し、推測や伝聞で決めつけない。
 - ・いじめをしていると思われる生徒には、「困っている人がいるので協力してほしい」というスタンスで対応し、継続した行動観察など十分な配慮を行う。
 - ・いじめをしていると思われる生徒には、「いじめをしていないのに叱られた」という不満を残さないように配慮する。

(ウ) 現状と認識の共有化

- ①情報集約担当者に集められ整理された内容は、直ちに教頭を通じて校長に報告する。
- ②教頭は、校内いじめ問題対策委員会を招集する。
- ③いじめ問題対策委員会
 - ・関係部署（学年部・各科等）に指示し、更に正確な情報の収集に努めさせる。
 - ・収集できた事実関係や情報を整理して対応レベルを確認し、具体的な対応策の検討協議を行う。

対応レベル

- | | |
|-----------------|----------------------|
| A 担任、学年、科 レベル対応 | (関係修復することで対応可能な場合など) |
| B 生徒指導部 レベル対応 | (特別指導等の対応が必要な場合) |
| C 学校 レベル対応 | (重大事態) |

- ・プライバシーの保護や人権に配慮し、適切に対応するよう共通理解を図る。

イ いじめ状況の場合

(ア) いじめ問題への対応（各学年・各科・生徒指導部・健康教育部・人権教育・教育相談）

…担当：各部各科主任主事

- ① 各学年・各科において被害生徒・加害生徒・周囲の情報を速やかに収集し、分析によって明らかになった課題を整理し、関係各部との情報共有と共通理解に努める。
- ② 情報をもとに、今後の対応の方針（対応レベル）を決定し、解決への道筋を示す。
- ③ いじめ問題対策委員会（校内）をひらき、情報の共有を図る。
- ④ いじめの背景にあるものの本質を検討し、情報共有する。
- ⑤ 課題に対する具体的な対策を関係各部において検討の上、明確にする。

- ⑥ 各部署で検討した具体策をもとに学年会・科会、または職員会議等 対応レベルに応じた会議を開催し、情報を共有するとともに、教職員一人ひとりの役割を明確に示す。
- ⑦ 家庭・地域・関係機関等に報告・連絡・相談を的確に行う。その際、窓口は教頭に一本化する。
- ⑧ 学校全体で対応しなければならないレベルの状況であると判断される場合は、校長は県教育委員会に一報を入れるとともに、臨時にいじめ問題対策委員会（外部専門家含む）を招集し、具体的な対応策を検討する。

(イ) いじめられている（被害）生徒とその保護者に関する対応

- ① 基本的には担任が窓口となるが、一人で処理せず、いじめ問題対策委員会の構成員等を中心に、必ず複数の職員で対応する。
- ② 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な支援と助言を行う。
- ③ 全職員で共通認識を図り、学校として誠実に対応する。
- ④ 学校はいじめられている（被害）生徒を守る、という姿勢を示す。
- ⑤ 登校に心理的負担感が生じる場合は、いじめの状況に応じた教育的配慮のもと、特別な指導計画による学習等対応策を検討するなど、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ⑥ 不用意な発言をしない。（いじめに対する基本的認識のずれが問題を複雑にすることを共通認識として持つ。）
 - i 「このくらいはありますよ。」など、いじめは重大な人権侵害であるという認識を欠く発言
 - ii いじめられた（被害）生徒への理解・配慮を欠く発言
 - iii 感性の乏しさを問われる発言
 - iv 職員による自己防衛的な発言
 - v 生徒・保護者に共感を示さない発言
- ⑦ 自己理解を深めさせ、今後の人間関係を構築させるための支援を継続して行う。
- ⑧ 専門機関の対応が必要な場合は、S C、S S W、診療内科等専門機関の情報を提供する。

(ウ) いじめている（加害）生徒とその保護者に関する対応

- ① 基本的には担任が窓口となるが、一人で処理せず、いじめ問題対策委員会の構成員等を中心に、必ず複数の職員で対応する。
- ② 事実関係聴取後は、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を図る。場合によっては、保護者に対していじめに対する正しい認識を促し、被害生徒保護者と加

害生徒保護者とがトラブルになったり、学校への不信感に発展したりしないよう、被害を受けた生徒の心情・状況を理解してもらうことに細心の注意を払う。

- ③ いじめの状況に応じて、教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、出席停止や警察との連携による措置も含め、教育上必要があると認められるときは、生徒に対して適切な懲戒も検討する。
- ④ その場での指導に終わることなく、いじめが完全になくなるまで注意深く、継続して徹底的に指導し、加害生徒も人間的成长を果たせるように働きかける。
- ⑤ 心理的ケアを十分に行い、いじめられていた（被害）生徒の辛さに気づかせる。
- ⑥ いじめは絶対にあってはならないことを繰り返し指導する。
- ⑦ いじめられた（被害）生徒とその保護者に対して、誠意ある態度や行動を示すよう助言する。
- ⑧ 専門機関の対応が必要な場合は、SC、SSW、診療内科等専門機関の情報を提供する。

（エ）周囲の生徒集団（観衆、傍観者、全校生徒）への対応

- ① いじめの状況を周囲で見ていた生徒や傍観者については、担任・科主任・生徒指導部が中心となって指導をすすめる。その際、いじめを受けた生徒の辛さに共感させ、傍観やはやしたてる行為もいじめに加担している行為であることを理解させる。また、無関心を装うことも間接的にいじめに加担していることを教え、いじめを未然に防ぐ集団の育成を図る。
- ② 当事者の了解を得て、関係者やクラスに具体的な事実を伝え、自分たちが果たすべき役割を話し合わせる。
- ③ 直接いじめを止めることだけが行動ではなく、誰かに知らせることも勇気ある行動だというメッセージを伝える。
- ④ 生徒会が中心となり、学級での協議を積み上げさせて全体での合意を図り、「いじめは絶対に許されない行為であるため、根絶しよう」という態度を行き渡らせる。
- ⑤ 職員が意図的・継続的に学級に働きかけ、いじめをなくし、誰もが安心できる学校・学級の雰囲気の醸成に努める。

（オ）いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件①及び②が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ① いじめに係る行為が止んでいること

i 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の

期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とするが、形式的な対処とならないよう留意する。

ii いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

i 被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状況とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、被害生徒及び加害生徒について、日常的に注意深く観察する必要がある。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 相当の期間の欠席を余儀なくされている場合(年間30日を目安とする。)
- 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至っているという申し立てがあったとき

(2) 学校いじめ調査委員会の設置

本校は、重大事態発生の報告後速やかに、いじめ問題対策委員会（県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）を母体として、学校いじめ調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

調査委員会には、教育委員会が当該重大事態の性質に応じて派遣する複数の専門家等を委員として加えるものとし、本校と教育委員会は一体となって調査を進めるものとする。

教育委員会から派遣される専門家等の分野は、次のとおり。

弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等

(3) 調査方法

調査は、因果関係の特定を急ぐものではなく、客観的な事実関係を明確にし、本校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとする。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事

実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

また、調査委員会は次の点に留意して調査を行うものとする。

- a 事案の大まかな事実関係の把握のため、この調査組織による調査を行う前に、必要に応じて学校は関係者から早期に聴き取り等を行うなど、基本調査（初期調査）を実施。
- b 調査のための組織に必要に応じて適切な専門家等を加える。その際、委員の過半数を第三者である外部の専門家等とすることや委員長を外部の専門家等が務めることなど、公平性・中立性の確保に留意した組織構成とする。
- c いじめを受けた疑いのある児童生徒本人から聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行う。
- d 在籍児童生徒や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を採用する。
- e 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。
- f 保護者や生徒本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。
- g 調査を迅速かつ適切に進めるため、教育委員会から派遣された指導主事等の指導・支援を受け、事務局機能の充実を図る。

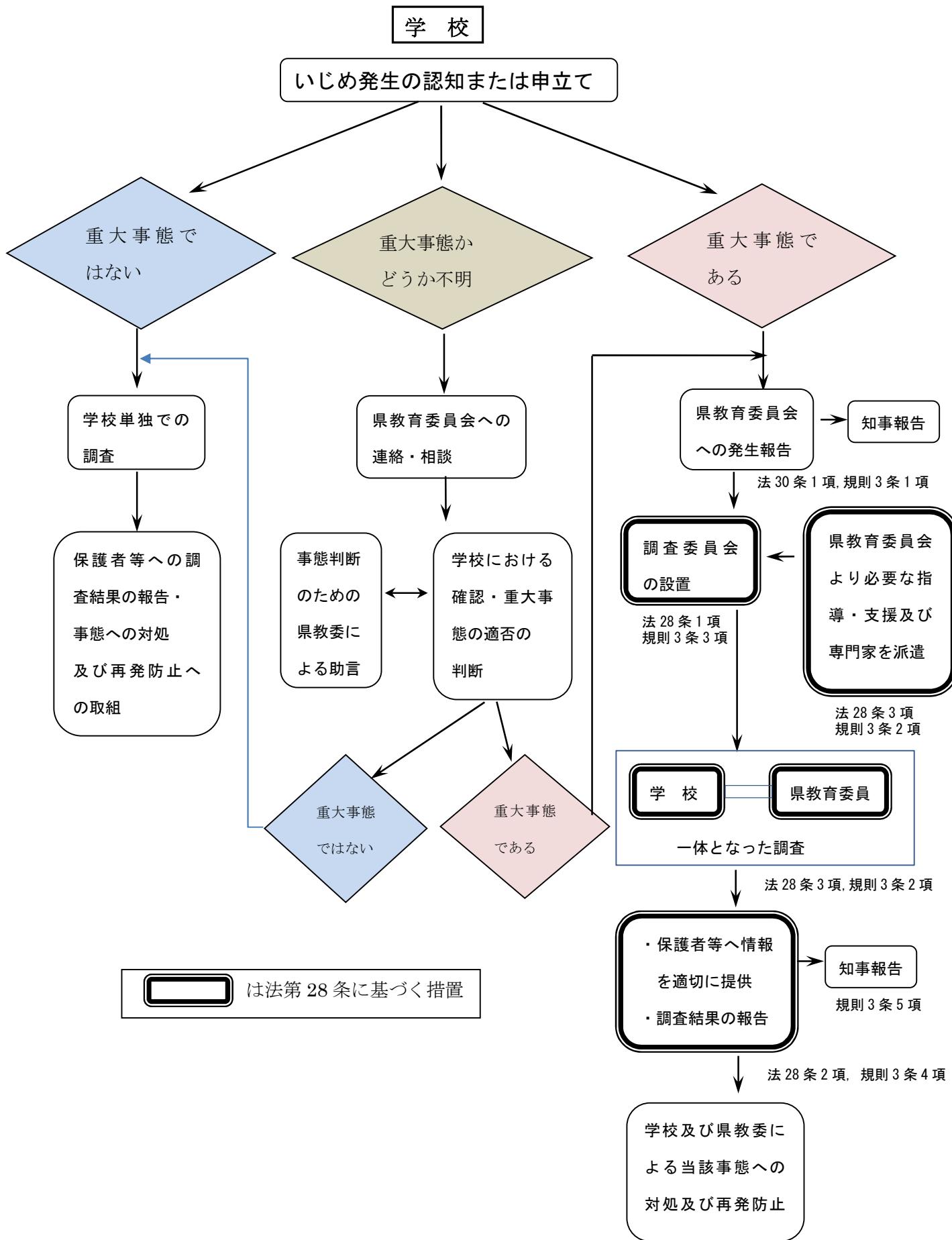
(4) 調査結果の提供及び報告

本校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過を報告することとする。

これらの情報の提供に当たっては、学校は他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、個人情報保護を理由に必要な説明を怠るようなことがあってはならない。

(参考)

いじめ発生時の県立学校における対応フロー図



いじめ問題への対応マニュアル

小川工業高等学校

1 いじめ問題の発見・連絡・相談・通報等

アンケート、投書、その他からの情報により早期発見に努める。

1. いじめられた生徒の申し出 2. 教師の発見・気づき 3. 他の生徒からの情報 4. 保護者や地域住民からの情報など

校長・教頭への報告

2 初期対応（発見者・担任・科主任・学年主任等）

- ..いじめを受けた生徒の主張を尊重し、受容し、迅速に対応する。 • 情報源を明かさない。
- ..いじめた側の生徒の考え方、行為を正確に把握する。 • 事実と周辺情報を区別する。
- ..周囲の生徒から客観的情報を収集し、具体的な事実を正確に把握する。

学年会

各科

生徒指導部

生徒・保護者対応
情報の整理・共有

3 いじめ問題対策委員会

校長、教頭、情報集約担当者、生徒指導主事、人権教育主任、保健主事、養護教諭、教育相談

各学年主任、当該科主任、当該担任、外部関係機関協力者（外部専門家含む対策委員会開催時）

1. 情報分析と課題の整理 2. 対応方針の決定 3. 各教職員の役割の明確化 4. 対応レベルの検討

※必要に応じて、外部専門家を含む対策委員会を招集し、助言を得る。

5 緊急職員会議（全職員への報告）

- ①情報交換を行い、対応を報告、協議する。
- ②指導方針の共通理解と支援体制の構築。
- ③共通理解を図り、全職員統一した指導に努める。

4 生徒指導委員会

- ①いじめた生徒の対応（指導方法）についての検討
- ②いじめられた生徒の対応（心のケア）についての検討

6 具体的な対応（担任だけで処理せず、各部各科で役割を分担し、組織で対応する。）

いじめられた生徒への支援

生徒の気持ちを受けとめ、心のケアに努める。

*学級担任・養護教諭 教育相談・SC等

いじめた生徒への指導

いじめ行為の理由や言い分をしっかりと聞く。

いじめは許されないことを気付かせ、反省を促す。

いじめられた生徒保護者への対応

正確な事実を伝達し、保護者の心情を理解・

共感し、連携した支援体制をつくる。

*学級担任・養護教諭 教育相談・SC等

観衆・傍観者・全校生徒への指導

無関心や煽動もいじめに加担していることに気づかせる。

*学級担任・科主任・学年主任・生徒指導主事

いじめた生徒保護者への対応

事実を正確に伝え、状況に応じて毅然と対応する。

*学級担任・科主任・学年主任・生徒指導主事 等

地域や関係機関への対応

事実を正確に伝達し、助言を仰ぐ。

*教頭・生徒指導主事 等

報告・対策の再検討

関係機関等への報告および問題点に対する対策を再検討

指導の継続

事態が改善されない場合は、再度検討し、改善を図る。